

議案第106号

藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例の一部改正について

藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年11月29日提出

平成29年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例（平成4年条例第28号）
の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条ただし書中「指定管理者は、市長の承認を得て」を「市長が必要と認めるときは」に改め、同条を第3条とする。

第7条ただし書中「指定管理者は、市長の承認を得て」を「市長が必要と認めるときは」に改め、同条を第4条とする。

第8条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「、許可」を「許可」に、「当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない」を「別に規則で定める申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない」に改め、同条第4項及び第5項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

6 市長は、第1項又は第3項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

- (2) 前項の規定により許可に付した条件に反したとき。
- (3) その他許可に係る行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認められるとき。

第8条を第5条とする。

第9条中「別表第1に」を「次に」に、「あらかじめ指定管理者」を「、あらかじめ市長」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 陶芸工房棟
- (2) 染色工房棟
- (3) ガラス工房棟
- (4) 多目的工房棟
- (5) 調理・加工工房
- (6) 本館展示室

第9条を第6条とする。

第10条中「指定管理者」を「市長」に、「場合」を「とき」に改め、同条第1号及び第2号中「認められた」を「認められる」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第9条 利用者は、有料施設を利用するときは、別表第1及び別表第2に定める使用料を納めなければならない。

- 2 使用料は、第6条の承認を受ける際に納めるものとする。
- 3 納付した使用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなった場合は、この限りでない。
- 4 市長は、別に規則で定める基準により、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公園の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に公園の管理に関する業務を行わせる場合における第3条から第8条までの規定の適用については、第3条及び第4条中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に公園の管理に関する業務を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公園の利用に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 公園の運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第13条を第14条とする。

第12条第1項を次のように改める。

第10条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

第12条第2項を削り、同条第3項中「別表第2及び別表第3に定める金額」を「別表第1及び別表第2に定める使用料の額」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における第9条の規定の適用については、同条の見出し及び同条第2項から第4項までの規定中「使用料」とあり、並びに同条第1項中「別表第1及び別表第2に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第12条第4項から第6項までを削り、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 指定管理者を指定する手続については、藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第5号）の規定による。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条、第13条関係）

有料施設の区分	工芸体験等の内容	使用料	備考
陶芸工房棟	陶芸	5, 140円を超えない範囲内において規則で定める額	1体験につき
		8, 220円を超えない範囲内において規則で定める額	1日コースにつき（材料費別）
		6, 170円を超えない範囲内において規則で定める額	教室チケット（4回分、材料費別）
染色工房棟	染色	5, 140円を超えない範囲内において規則で定める額	1体験につき
		10, 280円を超えない範囲内において規則で定める額	教室チケット（6回分、材料費別）
ガラス工房棟	ガラス工芸	5, 140円を超えない範囲内において規則で定める額	1体験につき
		15, 420円を超えない範囲内において規則で定める額	教室チケット（3回分）
多目的工房棟	竹細工	3, 080円を超えない範囲内において規則で定める額	1体験につき

		5,140円を超えない範囲内において規則で定める額	1日コースにつき
	その他の体験	1,540円を超えない範囲内において規則で定める額	1体験につき (材料費別)
調理・加工工房	調理又は加工	1,540円を超えない範囲内において規則で定める額	1教室につき (材料費別)

別表第2（第9条、第13条関係）

有料施設の区分	使用料	備考
本館展示室	510円	半日につき

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例の相当規定によってしたものとみなす。